

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡福原長者原官衙遺跡の本質的価値

福原長者原官衙遺跡は極めて重要な遺跡であると評価され、史跡に指定されたが、その本質的価値は以下の4点に整理できる。

① 九州最大級の官衙政庁

本史跡の政庁は、成立段階であるI期の段階に、政庁の外郭をなす区画溝が東西約128m、南北135m以上の長方形に巡る。次段階のII期（8世紀初頭）には区画溝は一旦埋め戻され、改めて一辺約150mの正方形の範囲を囲む規模に拡大する。図3-1-1はII期の復元図である。地方官衙として一般的な郡衙の政庁は一辺50m程度、国府の政庁は100m程度が標準であることを考えると突出して大きい。西海道（九州）諸国を統括する九州最大の地方官衙である大宰府政庁のII期官衙の整備を8世紀前半とみると、それ以前は本史跡II期の政庁が大宰府をしのぐ九州最大の官衙政庁であった。

また政庁正門の構造に注目すると、西海道では国府政庁には八脚門、郡衙の政庁には四脚門が用いられる。本史跡II期の南門も八脚門である。敷地の広大さや南門の構造から、本史跡は国府、またはそれ以上の官衙の政庁だと考えられる。

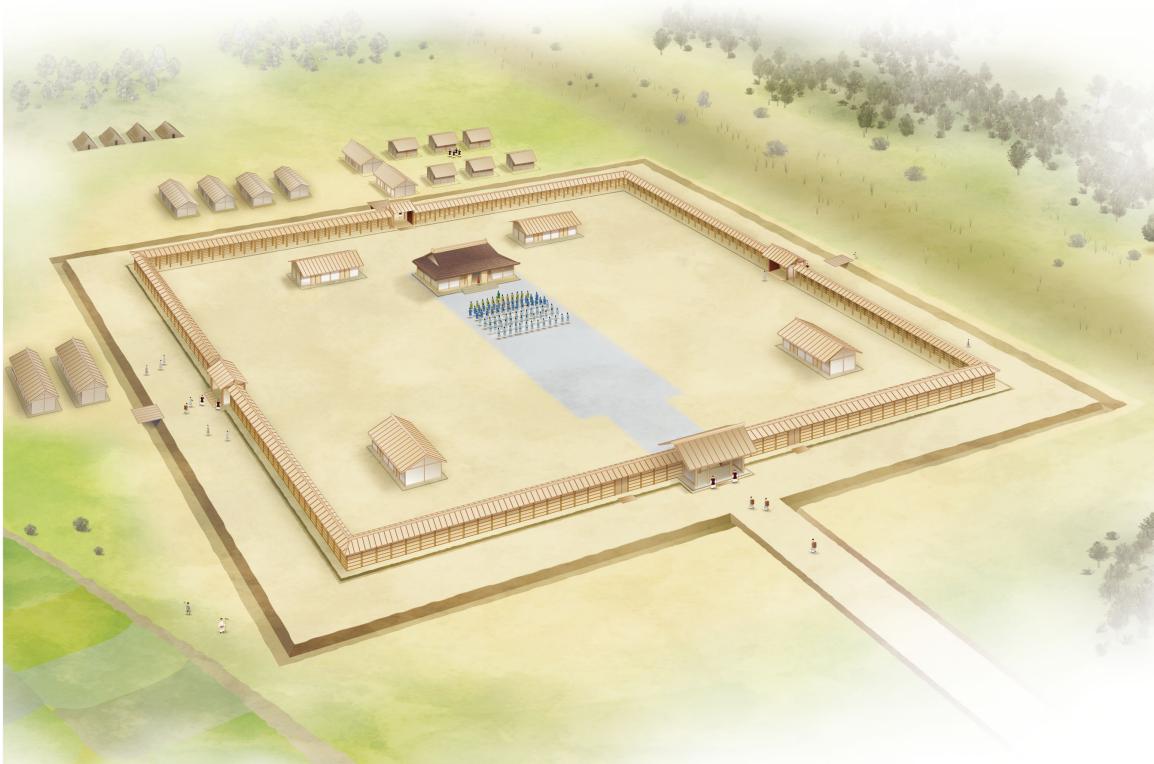


図3-1-1 福原長者原官衙遺跡II期政庁復元図（現段階での推定）

②「日本」誕生の時代を象徴する遺跡

わが国は大宝律令の施行(701年)をもって古代国家が成立し、それまでの「倭」を改め「日本」という国号を名乗ったとされる。本史跡はⅡ期の造営が8世紀初頭、その前段階であるⅠ期の造営は7世紀後半にさかのぼると考えられ、まさに「日本」誕生の時代の官衙政庁であると言える。

この時代には地方支配に関する大きな変革があり、諸国の国府の成立が大宝律令の施行以後（8世紀）か、以前（7世紀末）かが議論になっている。7世紀末に造営された官衙政庁である本史跡は、国府の成立過程を考える上で極めて重要な遺跡である。

この頃の九州の状況を見ると、南九州の隼人の反乱が頻発するようになり、8世紀初めにかけて隼人の同化のために豊前国から入植者を送り込み、豊前守（豊前国の大長官）の宇奴首（はやと）人が軍を率いて反乱を終結させるなど、豊前国が重要な役割を果たしている。

この時期の古代国家は、大陸と半島に面した九州西側に大宰府政庁、都に面した東側に本史跡の官衙政庁を配置し、二つの拠点で九州を治める構想を持っていたのではないだろうか。

③ 藤原宮と共に通する最先端の国家的デザイン

本史跡のⅡ期に区画溝の内側を一辺約120mの正方形に巡る回廊状遺構は、皇極天皇の飛鳥板蓋宮と推定される飛鳥宮跡（奈良県明日香村）Ⅱ期遺構や、齐明天皇の石湯行宮と推定される久米官衙遺跡群（愛媛県松山市）にも見られる遺構である。さらに、区画溝と回廊状遺構の間には幅約12mの空閑地が設けられている。官衙政庁の莊厳さを演出する意図で設けられた施設であると思われるが、これは当時の都・藤原京の王宮、藤原宮にならった設計だと考えられる。このような空閑地は東北地方の太平洋側を支配した城柵官衙であり初期の陸奥国府と推定される仙台郡山官衙遺跡（宮城県）のⅡ期官衙にもみられ、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした構想を読み取ることができる（図3-1-2）。また、区画溝がⅠ期段階で幅約3m、Ⅱ期段階で幅約5mと幅広いことから、軍事的な性格を持っていた可能性も考えられる。



図3-1-2 藤原京とその設計にならった
地方官衙遺跡

④ 豊前国の歴史的役割を象徴する遺跡

本史跡の官衙政庁は成立年代の早さや大規模で特殊な形態を勘案すると、一般的な国府とは異なる特別な官衙として成立した可能性が高い。

この官衙が設置された豊前国は、九州の北東岸であると同時に瀬戸内海の西端に接する地域でもある。畿内から見ると、瀬戸内海を西に航行して九州に最初に上陸する地点である。豊前国の中でも京都平野沿岸は入り江となり、天然の良港と言うべき地形で、海上交通の拠点として最適であった。九州最古級の前方後円墳である石塚山古墳や延永ヤヨミ園遺跡出土の木柵など、この地が畿内文化の九州への玄関口であったことを示す文物が多い。さらに京都平野周辺には古代山城・御所ヶ谷神籠石（国史跡）、平安時代の豊前国府跡（福岡県史跡）、古代官道など、国家が関与した遺跡が集中し、古代国家がこの地を要衝として重要視している。

たことは明白である（図3-1-3）。福原長者原官衙遺跡という特殊な官衙が設置されたのも、この地の重要性と深く関わっていると考えられる。

本史跡は、古代国家成立期における豊前国の果たした歴史的役割を鮮明にすると同時に、京都平野がその中心的機能を早い段階から担ってきたことを示す重要な遺跡である。

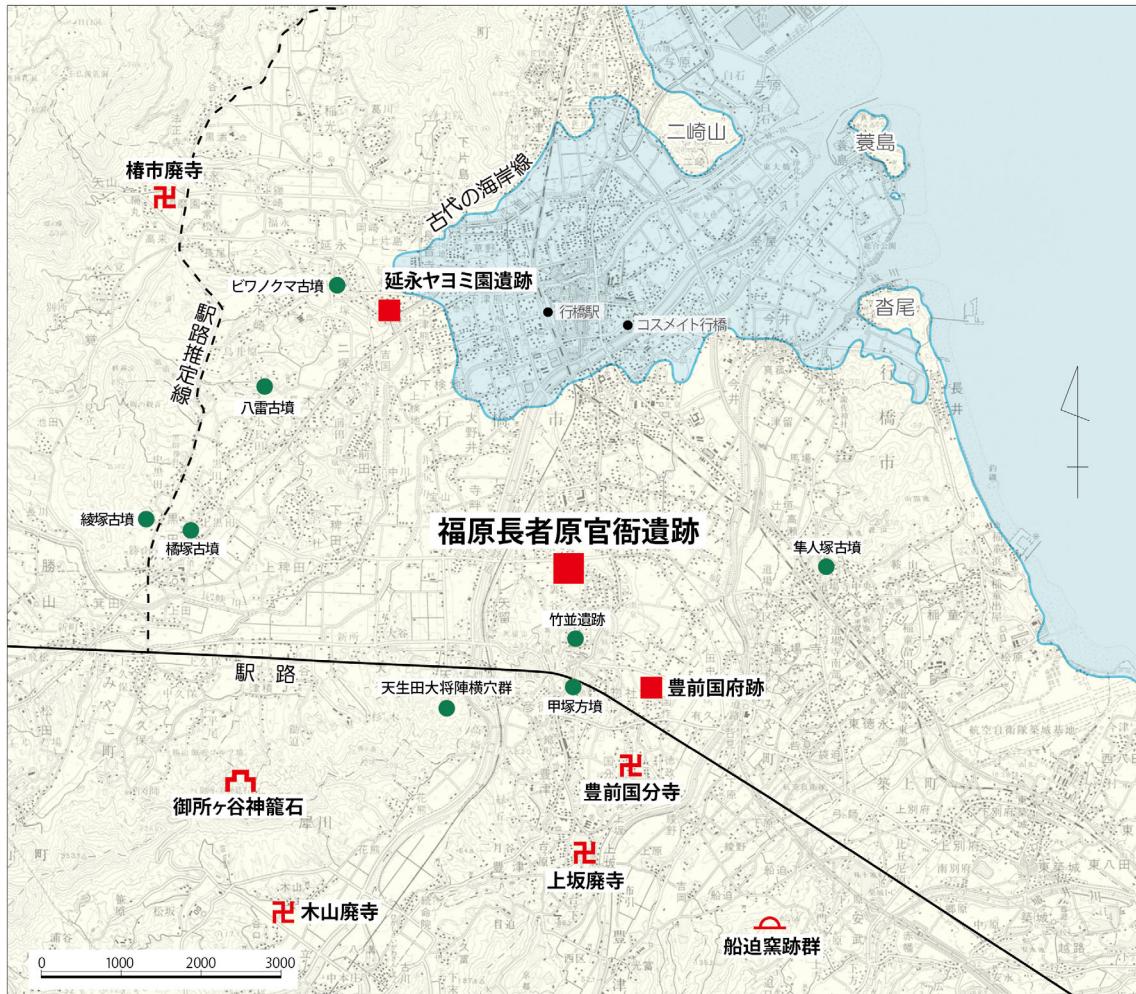


図3-1-3 京都平野の主な古代遺跡 國土地理院地図を加工

第2節 構成要素

本史跡を構成する要素には、発掘された遺構そのものや現代の構造物のみならず、史跡指定地の周辺をとりまく古代から現代までの環境も含まれる。以下に本史跡を構成する要素についてまとめる。

(1) 史跡の価値を構成する枢要の諸要素（図3-2-1）

掘立柱建物（正殿地区大型建物、脇殿、東西棟建物、門など）、区画溝、回廊状遺構など、官衙に関連する遺構である。

(2) 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素（図3-2-2）

① 史跡の価値に関係する要素

官衙が造られ、機能した7世紀末から8世紀以外の時期に形成された遺構である。

② 史跡の価値に直接関係しない要素

ア) 史跡に関連する資産

史跡の価値には直接関係しないが、史跡の価値を説明する役割を持つ資産である。南門広場の史跡を解説する諸設備がこれにあたる。

イ) 史跡に関連しない資産

住宅や造成地、農地、酪農業の牛舎、東九州自動車道、県道長尾稗田平島線など、近現代に形成された建物・構造物等である。

(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素（図3-2-3）

本史跡の周辺は緩やかな起伏があり、谷を堤でふさいで築かれたため池が点在する。東西に英彦山山系を源とし、周防灘に注ぐ祓川、今川などの河川が流れ、南西の矢留山の尾根から本史跡を見下ろすことができる。

歴史的には、豊前国府跡、御所ヶ谷神籠石^{ごしょがたにこうごいし}、延永ヤヨミ園遺跡^{のぶなが やどみ}といった官衙関連遺跡、豊前国分寺、椿市廃寺、上坂廃寺、木山廃寺、菩提廃寺といった古代寺院遺跡など、豊前地方の公的な施設の遺跡が数多く分布している。また律令期の前段階に造られた大規模な首長墓である甲塚方墳^{かぶとづか}や橋塚古墳^{たしばなづか}、国内最大級の横穴墓群である竹並遺跡、豊前国分寺などに瓦を供給した船迫窯跡群^{ふなさこ}などがある（図1-1-3）。

現在史跡指定地一帯は住宅地や農地となっており、東九州自動車道、県道、市道などが通り、それらに付帯する施設が存在する。

表3-2-1 史跡を構成する要素

(1) 史跡の価値を構成する 枢要の諸要素	(2) 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素		
	①史跡の価値に関係する要素	②史跡の価値に直接関係しない要素	
官衙に関連する遺構	官衙に関連しない遺構	ア) 史跡に関連する資産	イ) 史跡に関連しない資産
○掘立柱建物 正殿地区大型建物／脇殿／東西棟建物 ○門 南門／東門 ○遮蔽施設 回廊状遺構／柵 ○溝 区画溝／雨落ち溝 ○堅穴建物 ○井戸 ○土坑 铸造関連土坑 ○整地層 ○水路 ○道路状遺構	○石棺墓（弥生時代） ○土坑（古墳時代） ○土壘状遺構 ○地割痕跡	○南門広場 解説版／ベンチ／側溝／フェンス／車止め ○道路標識（県道）	○東九州自動車道 擁壁／フェンス／植栽 ○県道・市道・里道 電柱／カーブミラー／照明灯／道路標識／道路防護柵／側溝／埋設管 ○水路 ○住宅地 建物／植栽／浄化槽 ○酪農地 牛舎／倉庫／酪農業設備／植栽／牧草地
(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素			
地形的環境		歴史的環境	
○自然地形 山／谷／川／海 ○人口地形 ため池		○古代官道 ○港湾遺跡 ○古代寺院 ○古代山城 ○窯 須恵器窯／瓦窯 ○墳墓 古墳／横穴墓 ○その他の官衙関連遺跡	
地域環境を構成する資産			
○住宅地 建物／植栽／浄化槽 ○道 電柱／カーブミラー／照明灯／道路標識／道路防護柵／水路 ○農地 水田／畑			

(1) 史跡の価値を構成する枢要の諸要素

(官衙に関する遺構)



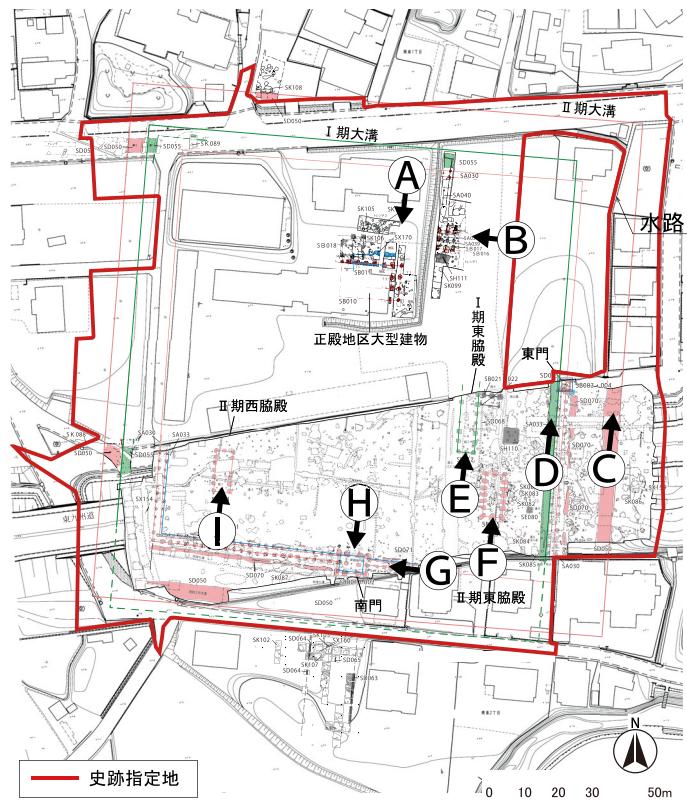
A. 正殿地区大型建物
行橋市教育委員会 2016 より



B. 正殿地区東側建物群
行橋市教育委員会 2016 より



C. II期大溝断面
九州歴史資料館 2014 より



遺構配置図



D. I期大溝断面
九州歴史資料館 2014 より



E. I期東脇殿
九州歴史資料館 2014 より



F. II期東脇殿
九州歴史資料館 2014 より



G. II期回廊状遺構・南門跡
九州歴史資料館 2014 より



H. 南門跡
九州歴史資料館 2014 より



I. II期西脇殿
九州歴史資料館 2014 より

図 3-2-1 史跡の価値を構成する枢要の諸要素

(2) 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素

① 史跡の価値に関係する要素
(官衙に関連しない遺構)

A. 地割痕跡断面
九州歴史資料館 2014 より



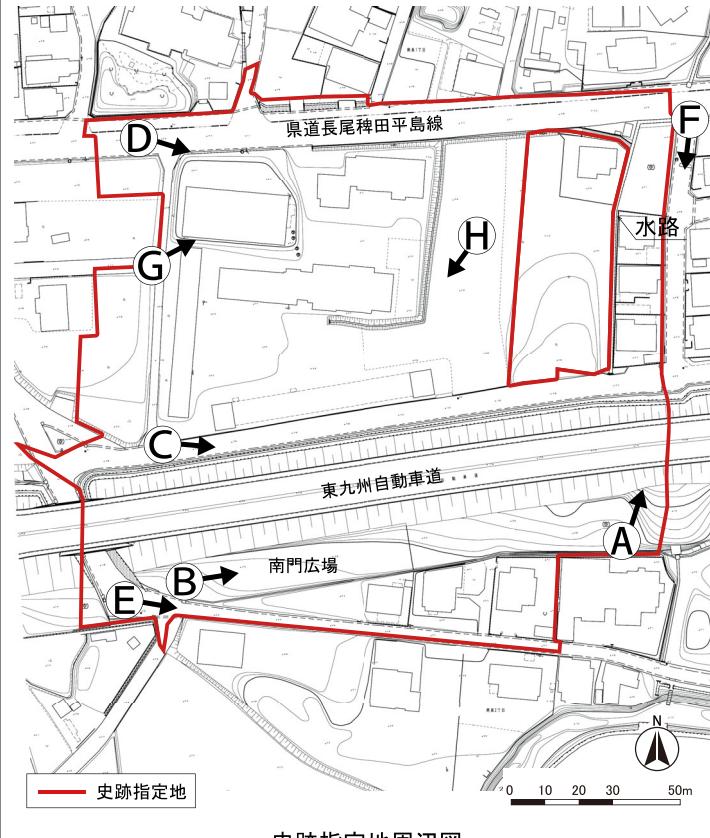
② 史跡の価値に直接関係しない要素
(官衙に関連しない遺構)

ア) 史跡に関連する資産

B. 南門広場
解説板／ベンチ／側溝／フェンス／車止め



史跡指定地周辺図



イ) 史跡に関連しない資産

C. 東九州自動車道
擁壁／フェンス／植栽



D. 県道長尾稗田平島線
電柱／カーブミラー／照明灯／道路標識／道路防護柵／水路／側溝升



E. 市道寄原・下寄原線
電柱／カーブミラー／照明灯／道路標識／道路防護柵／水路／側溝升



F. 住宅地
建物／植栽／浄化槽



G. 酪農地 牛舎
牛舎／倉庫／酪農業設備／植栽／牧草地



H. 牧草地
牛舎／倉庫／酪農業設備／植栽／牧草地



図 3-2-2 史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素

(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素

地理的環境



矢留山

福原長者原官衙遺跡を見下ろすことができる山



今川

福原長者原官衙遺跡の西に今川、東に祓川・江尻川が流れる



長池

福原長者原官衙遺跡南東のため池
春は堤の桜を楽しむことができる

歴史的環境



延永ヤヨミ園遺跡

草野津に関連するとみられる大規模な集落遺跡 九州歴史資料館提供



竹並遺跡

5～7世紀の横穴墓900基以上が調査された日本最大級の横穴墓群



御所ヶ谷神籠石

7世紀後半頃に築かれたと考えられる古代山城



椿市廃寺

7世紀後半に旧京都郡に建立された古代寺院



菩提廃寺

8世紀後半に旧京都郡に建立された古代寺院 みやこ町提供



甲塚方墳

6世紀末頃に築造された東西46.5m南北36.4mの方墳 みやこ町提供



綾塚古墳

7世紀前半に築造された、石室全長が19mにおよぶ巨石墳 みやこ町提供



船迫窯跡

周辺の古代寺院に瓦を供給した窯跡 築上町提供



古代官道を踏襲した道

古代律令国家が整備した道（写真是甲塚方墳付近）



木山廃寺

7世紀後半に旧仲津郡に建立された古代寺院 みやこ町提供



豊前国府跡

福原長者原官衙遺跡の後に豊前国を統治した官衙 みやこ町提供



豊前国分寺

8世紀後半には建立されていたとみられる古代寺院 みやこ町提供

図 3-2-3 史跡指定地の周辺環境構成する諸要素

第4章 史跡指定地と周辺地域の現状と課題

第1節 保存管理（図4-1-3）

福原長者原官衙遺跡の史跡指定地のうち、発掘調査が行われた土地は約37%である。指定地外の調査面積はまだごくわずかである。

調査の結果、住宅地であった部分も含めて遺構の保存状態は良好であった。ただし調査地点によっては現地表面から遺構面までの深さが約30cmしかないため、地権者の協力を得て慎重に保護していく必要がある。

東九州自動車道用地は発掘調査後、遺構保護のために厚さ20cmの真砂土を敷き、その上で通常の埋め戻しを行い、用地の北側に盛土工法で道路を建設している（図4-1-1、2）。用地南側は将来の4車線化拡幅工事予定地で、4車線化実施の際には前回と同様の工法によって遺構を保護し、活用の面では別の土地の公有化や整備によって新たな活用拠点の確保が必要となる。

道路、住宅、酪農地は当面現状のまま使用を続けるので、今後も水道管や浄化槽の埋設等、現状変更が想定される。

また、官衙政庁の範囲で本来史跡指定すべき土地が未指定のまま残っている部分がある。

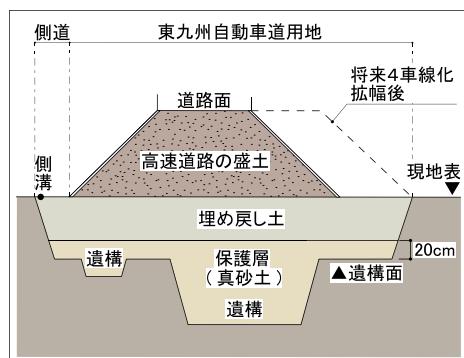
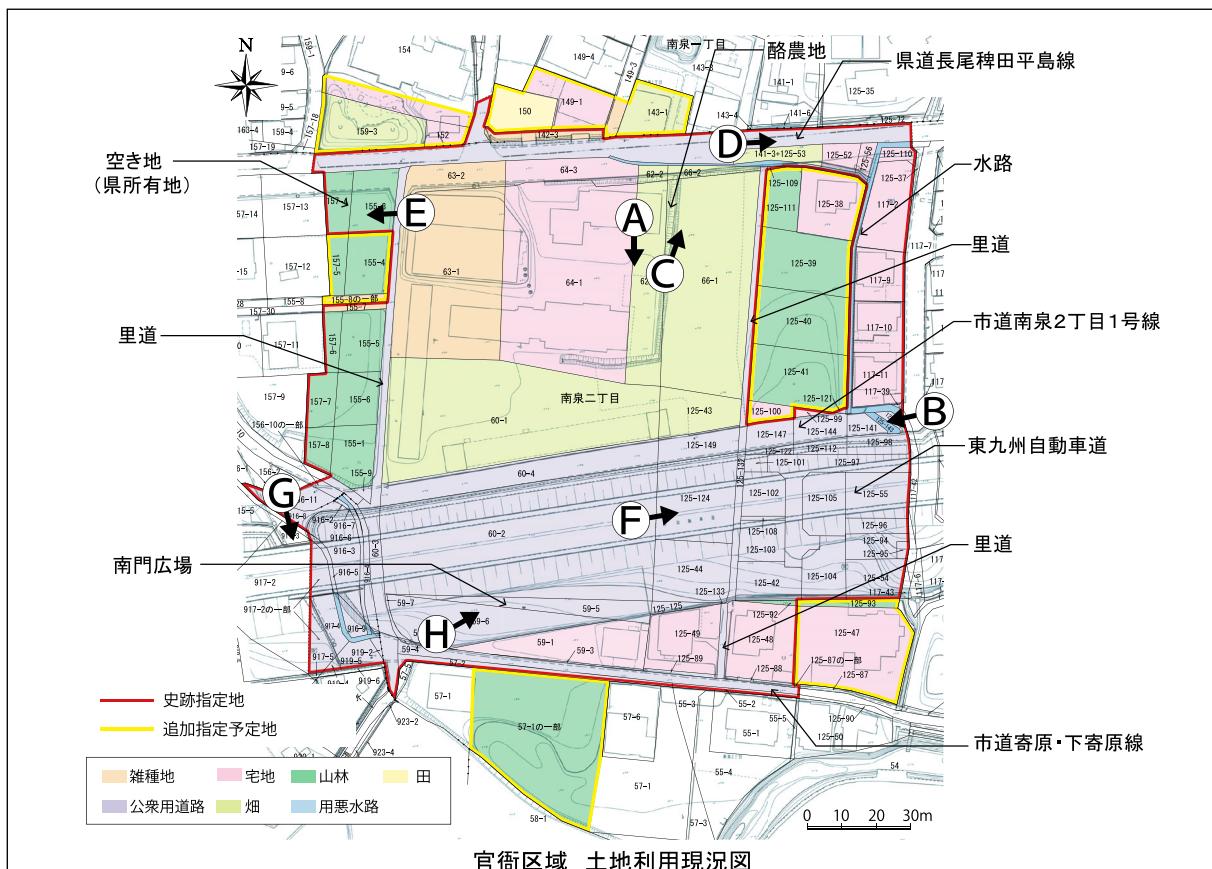


図4-1-1 東九州自動車道直下遺構断面モデル図



図4-1-2 遺構保護層施行状況 九州歴史資料館提供



官衙区域 土地利用現況図



A. 正殿地区（現状）



A. 正殿地区(平成25・26年度調査時)



B. 市道南泉2丁目1号線



C. 東西棟建物跡



D. 県道長尾稗田平島線



E. 空き地（県所有地）



F. 東九州自動車道（遺跡付近）



G. 東九州自動車道高架下



H. 南門広場

図 4-1-3 史跡指定地現状図

第2節 活用

本史跡に関して、これまで発掘調査中の現地説明会、行橋市歴史資料館での企画展、シンポジウム（図4-2-1）、指定記念講演会などのイベントを開催した。これらのイベントへの参加者は多いが、歴史に興味がある層が主体であって一般層へのひろがりに欠け、本史跡が十分に周知されたとは言えない。行橋市歴史資料館の常設展示室に本史跡のコーナーを設けているが、現状では展示品が少ないという問題がある。解説の充実や周辺関連遺跡との関係性の説明、復元映像の作成など、より本史跡の価値をわかりやすく伝える工夫が必要である。

学校教育や社会教育と連携して、市内の歴史や文化財に関する出前授業や現地解説を行っているが、本史跡の紹介や解説について学校の教員に対する研修も含めて、さらなる充実が必要である。

また本史跡を紹介するリーフレットを刊行し、史跡現地のほか行橋市役所や行橋駅観光物産情報コーナー等で配布している。

現在、遺跡見学等の史跡現地での活用は、説明板の設置や地面に遺構表示などの仮整備をした「福原長者原官衙遺跡 南門広場」で行っている。しかし、この土地は東九州自動車道の4車線化用地であるため、将来4車線化工事が実施される際には土地を返還しなくてはならない。南門広場以外は道路や民有地で、史跡の保存活用を目的とした公有地が無く、活用拠点がないため、別に拠点を整備する必要がある。また指定地は東九州自動車道が横断しており、南北の行き来が困難である（図4-2-2）。本史跡を東九州自動車道の南北で一体的に活用する際には、往来する来訪者の安全確保を検討する必要がある。

本史跡までの交通手段については、自家用車を駐車できるスペースが現在南門広場にあるが、スペースの狭さや県道からの進入路の狭さ、上述のとおり南門広場が恒久的に利用できるわけではないといった問題がある。利用しやすく、十分に広い駐車場の整備が必要である。

公共交通機関は本史跡から最寄り鉄道駅までが約1km、最寄バス停までが約400mである。バスは行橋駅発着で1日往復7便である。本史跡間近へのバス停の設置やバスの増便が望まれる。



図4-2-1 シンポジウムの開催
(行橋市)



図4-2-2 史跡指定地内を走る東九州自動車道
(北側から)

第3節 整備

現在、本史跡では東九州自動車道の拡幅予定地を借用して仮整備を行い、南門広場として公開している(図4-3-1)。南門広場では遺跡の説明板やベンチを設置しているほか、遺構表示を行っている(図4-3-2)。しかし、現在の限られた範囲の平面的な遺構表示では、本史跡の官衙のかつての姿を想像しにくい。来訪者に官衙政府の当時の姿を理解してもらえるような工夫が必要である。また南門広場の土地は東九州自動車道の拡幅が実施されると返還しなければならない。

本史跡への案内標識を1基県道に設置しているが、来訪者を本史跡に誘導するには十分でない。



図4-3-1 仮整備した南門広場



図4-3-2 南門広場の遺構表示



図4-3-3 南門広場に設置した説明板

第4節 運営

本史跡の整備や日常管理は主に行橋市が行い、現地解説は市とガイドボランティア団体が行っている。本史跡の永続的な運営や活用促進のためには、日常管理やイベント開催に地域住民をはじめ多様な団体の参加を促進する必要がある。

第5章 基本理念および基本方針

福原長者原官衙遺跡を適切に保存するとともに、有効に活用していくことを目的に策定する本計画の基本理念および基本方針を以下に示す。

第1節 基本理念

本史跡は豊前国、あるいはより広い地方を治めた、古代国家形成の過程で重要な役割を担ったと考えられる官衙の政庁であった。そのような官衙が置かれた京都平野は、ほかにも古代の重要施設であった遺跡が多数集中して存在する地域でもある。そこで本史跡を、「地域の魅力を発見する場」として、地域が魅力に満ちた豊かな歴史を持っていることを学ぶことができるよう、学校教育や生涯学習に活用する。

また、かつてこの官衙政庁を多くの人々が行きかったように、「地域の憩いと交流の場」として地域住民をはじめとする多くの人が訪れ、快適な時間を過ごし、あるいは集って交流し、健康づくりの軽い運動や地域のイベントなどにも気軽に活用できる空間にする。

さらに、地域住民がこの史跡をとおして地域に対する愛着や誇りを深め、地域の魅力をより広く発信していくことを目指し、本計画の基本理念を「九州最大級の官衙遺跡を未来に伝え、地域の魅力を発信する場とする」と定める。

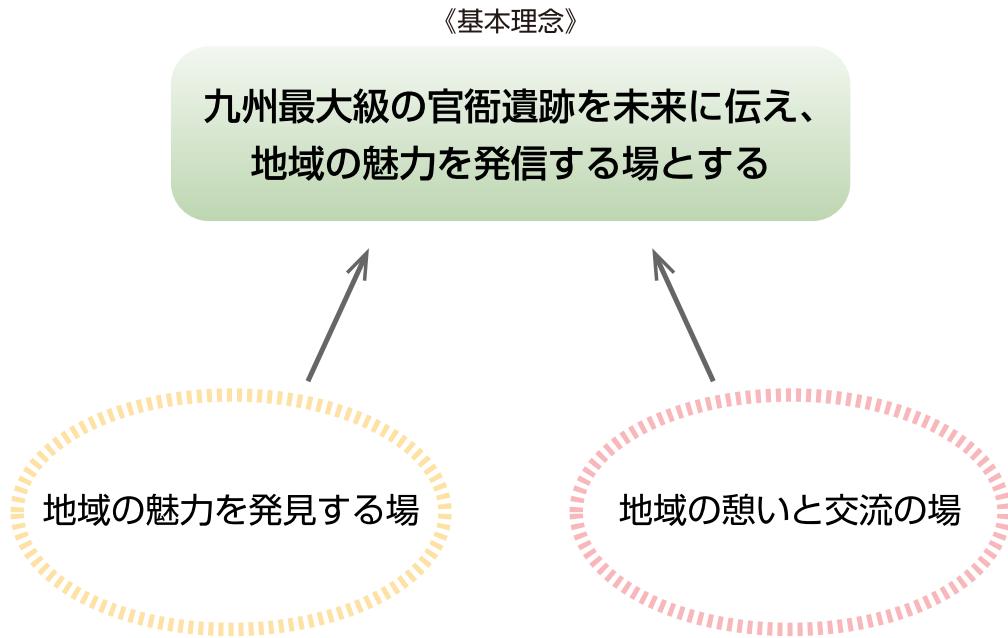


図 5-1-1 基本理念概念図

第2節 基本方針

基本理念を具現化するために、保存管理・活用・整備・運営・体制についての基本方針を以下のとおり定める。

(1) 保存管理

地域の歴史的重要性を物語る本史跡を確実に保存するため、土地の公有化や追加指定を進め、関連する周辺地域も含めて保存管理を図る。遺跡の未調査部分については官衙の全体像を把握するとともに、適切な史跡保護の方法を検討するため、必要に応じて発掘調査を行う。本史跡指定地内には市道・県道・高速道路などといった公共インフラが多数存在することから、史跡の管理者である行橋市と関係機関、土地所有者等との調整を密にし、本史跡の保存を図る。

(2) 活用

児童や生徒を含む市民や来訪者が本史跡の特徴や歴史的価値を理解するとともに、親しみや魅力を感じることができるように多様な活用を積極的に行う。さらに本史跡の価値がより明瞭になるよう、京都平野や豊前国といった広域の史跡や施設と連携した活用を進める。

一方で歴史学習や観光だけでなく、健康づくりや地域活動の場としての活用も積極的に受け入れ、人が集まり多彩な活動ができる場となることを目指す。

(3) 整備

史跡の保存を目的とした整備のほか、調査の成果に基づき古代の官衙政庁の規模や姿、担った役割を分かりやすく伝えるための整備を行うとともに、見学者、利用者の安全確保や利便性の向上も図る。本史跡を横断する東九州自動車道部分も史跡に指定され、地下に遺構が保存されていることから、史跡と東九州自動車道とが共存する景観整備を検討する。

また、京都平野や豊前国一帯に存在するさまざまな歴史的資源を繋ぎ、魅力を高めあう整備を目指す。

(4) 運営・体制

史跡の保存管理・活用・整備を適切かつ効果的に行うように努める。運営の中心は行橋市教育委員会であるが、史跡に対する愛着や誇りを感じ、深めてもらうため、地域住民や様々な団体と広く連携する。活発で円滑な運営を行うために関連団体が情報共有し、参加できる仕組みづくりを行う。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

本計画策定の目的の一つは、本史跡の価値を損なうことなく確実に保存し、継承していくことにある。現状では、史跡指定地のほとんどが民有地であることから、保存管理には本史跡の管理団体である行橋市と土地所有者とが本史跡の価値についての情報を共有し、密接な協力体制の構築に努めることが不可欠である。史跡指定地は公有化を進めるとともに、計画的に発掘調査を実施して官衙の全体像の把握に努める。未指定であっても発掘調査成果から史跡としての価値が確定している地域は追加指定を行い、一体的な保存管理を行う。また指定地外においては計画的に調査を行い、官衙に関連することが確認された地区は、追加指定等適切な保存措置を講じる。史跡整備を含む現状変更については、保存管理の対象範囲内を構成要素の分布状況をもとに地区区分を行い（図6-1-1、2）、地区ごとに取扱い基準を定め、遵守する。

本史跡が地域の方々に親しまれる史跡となり、地域が一体となって史跡を守り、未来に伝えていくことを目指していく。

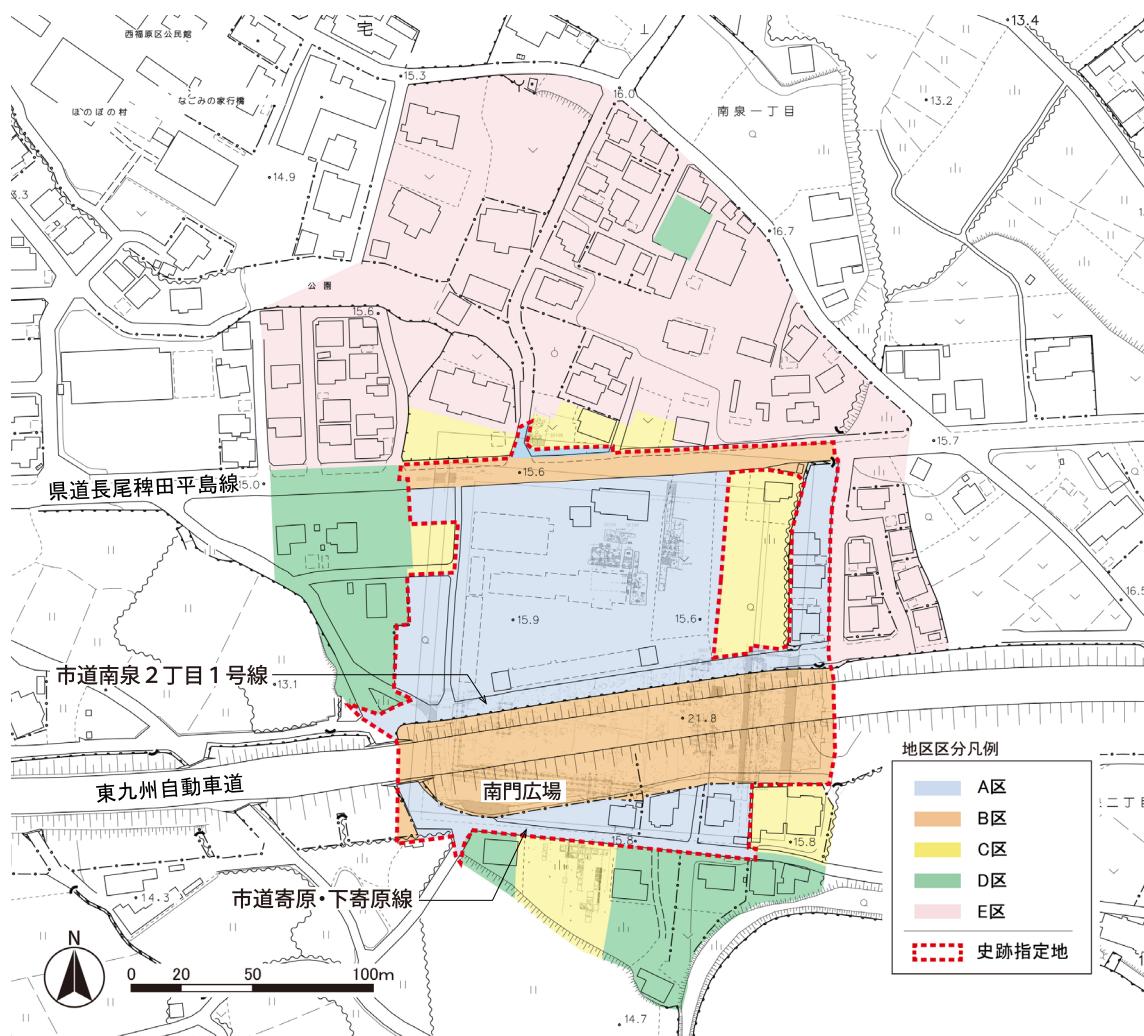


図6-1-1 地区区分図

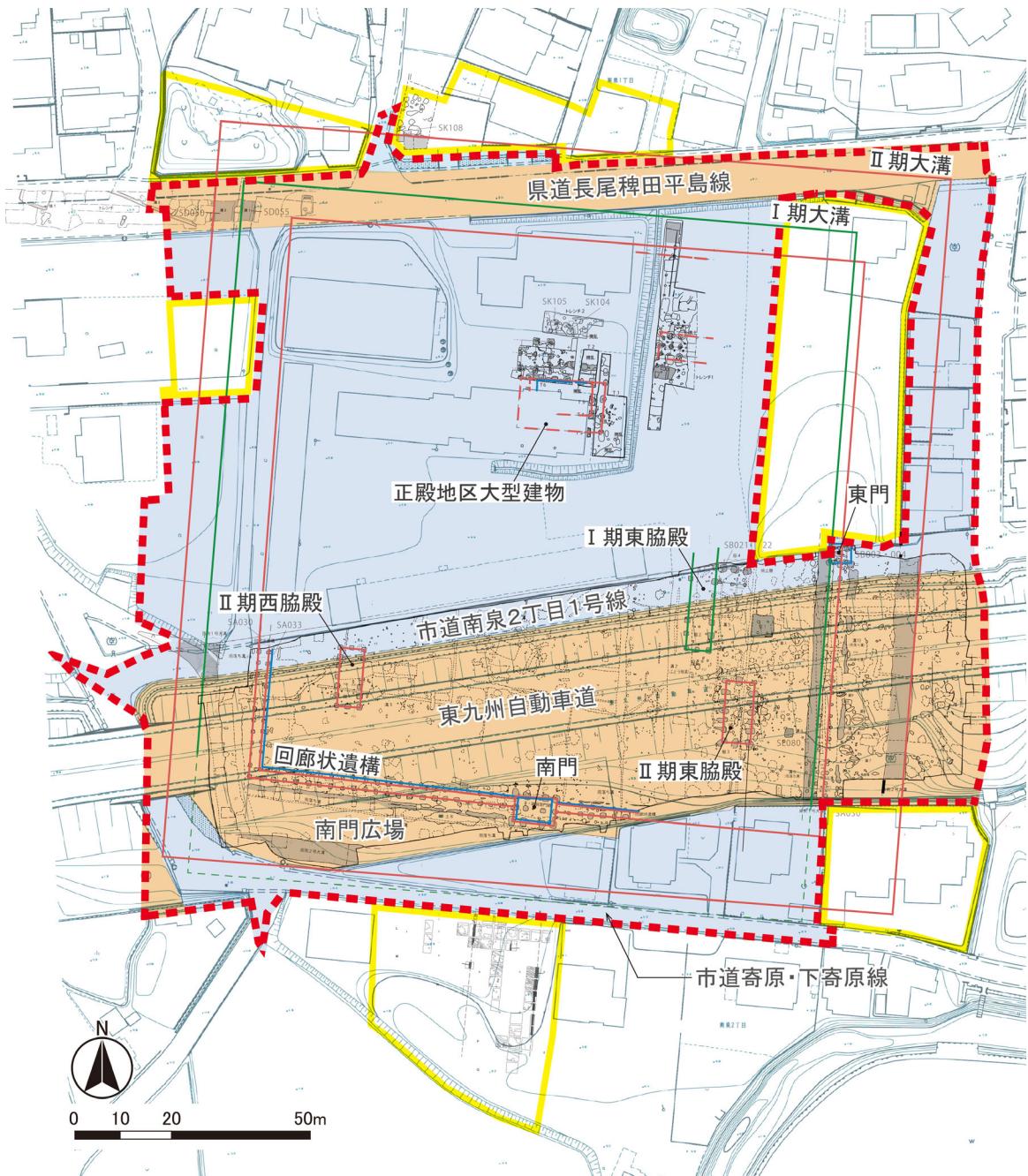


図 6-1-2 史跡指定地内地区区分図

地区区分凡例

	A区…史跡指定地のうち、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地を除く地区
	B区…史跡指定地のうち、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地
	C区…史跡追加指定予定地
	史跡指定地

第2節 保存管理の地区区分

本史跡の保存管理は、これまでの調査成果や現在の土地利用状況などを踏まえ、活用・整備の観点を加味し適切に行うものとする。

本計画における保存管理の対象範囲は第1章第1節で定めた基本区域である。この基本区域を史跡指定の有無や構成要素の分布状況によって以下のとおり、A～E区の5つに区分する（図6-1-1、2）。

史跡指定地のうち、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地を除く地区をA区、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地部分をB区とする。

史跡指定地外のうち、発掘調査で史跡指定地と同様の価値が確認され、史跡追加指定を要する地区をC区とする。A区およびB区、C区が官衙関連遺構の存在が確認された「政庁域」である。「政庁域」に近く、地形を勘案して官衙に関連する空間である可能性が高い範囲のうち、これまでの試掘調査等によって埋蔵文化財包蔵地であることが明らかになった地区をD区、未調査で埋蔵文化財包蔵地であるか定かでない地区をE区とする。

基本区域を区分した5地区の概要と課題を表6-2-1にまとめる。

表6-2-1 基本区域の概要と課題

地区の概要と課題		現況
史跡指定地内	A区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地のうち、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地を除く地区である。 宅地や酪農地、市道などとして利用されており、地区内の発掘調査済みの土地は約13%である。地区の大部分が酪農地で、建築物が少ないため遺構の保存状態が良い。 <ul style="list-style-type: none"> 現地表面から遺構面までが浅く、遺構保護に土地所有者の理解と協力を得る必要がある。 大半が民有地であるため、計画的に公有化を進める必要がある。
	B区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地のうち、東九州自動車道と県道長尾稗田平島線の道路用地である。 県道の拡幅および東九州自動車道の建設の際に発掘調査が行われたため、地区内の約77%が発掘調査済みである。東九州自動車道用地は遺構の保護措置として、発掘調査後厚さ20cmの真砂土で遺構を保護した上で通常通り埋め戻し、用地北側に盛土工法で道路を建築している。 東九州自動車道用地の南部は将来の4車線化拡幅予定地である。うち972.63m²を借用して南門広場として公開している。



酪農地



B区北部 県道長尾稗田平島線

		<ul style="list-style-type: none"> ・時期は未定であるが、4車線化工事を実施する際には遺構に影響を及ぼさないよう、前回と同様の工法で行うなど、工事主体と十分に協議する必要がある。 ・県道部分は現状を維持することで地下の遺構は保存されるが、水道管理設等掘削を伴う工事を実施する際に掘削深度や範囲などを確認し、遺構に影響を及ぼさないよう努める必要がある。 	 B区南部 東九州自動車道用地
	C区	<ul style="list-style-type: none"> ・官衙に関連する遺構が存在すると考えられる地域で、史跡に追加指定するのが望ましい地域である。 ・すべて民有地で、宅地や倉庫、農地として利用されている。 	 C区南東部 山林
史跡指定地外	D区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査により官衙政庁に関連する遺構が確認された「政庁域」であり、本来A区およびB区と等しく保護すべきである。 ・所有者の同意を得て史跡追加指定を目指す。 	 D区南西部 住宅地
	E区	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地で、官衙に関連する空間である可能性が高い地区である。 ・発掘調査を行った範囲が限られているため、遺構の残存状況を把握できていない。 	 E区南部 住宅地
		<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の内容を確認し、保護の方針を定めることが課題である。 	

第3節 公有化と追加指定の方針

（1）史跡指定地の公有化

史跡指定地については、将来にわたる適切な保存管理を担保するために、道路用地などの公共インフラを除き原則公有化を図る。ただし、現状で土地を利用している土地所有者の意向も尊重し、公有化までの間は理解・協力を得ながら適切に保存を図るものとする。

（2）追加指定

これまでの発掘調査の結果把握された官衙政庁域および政庁前面で道路状遺構が確認された範囲については、追加指定を目指す。また上記の範囲外でも官衙に関連する空間であると想定される土地については試掘確認調査を行い、官衙に関連する空間であることが確認された場合は一体的な保存の観点から追加指定を図る。

第4節 保存管理の方法

本節では保存管理の方針を定め、前節で設定した各地区について保存管理の方法を示す。

（1）史跡指定地内の保存管理方法

① 保存管理の考え方

指定地内（A区、B区）では遺構を確実に保存するため、原則として史跡の調査研究や保存活用を目的とした発掘調査および整備以外の現状変更等は認めないものとする。ただし指定地内の牧場経営及び宅地利用に必要な既設の配水管等の埋設物、周辺の営農活動に利用されている既設の用排水路、東九州自動車道等については、関係する土地所有者・占有者と協議の上、掘削が遺構の深さに及ばないなど、遺構に影響がないことを確認して改修等の措置を認める場合もある。

またより万全な管理を行うため、計画的に公有化を進める。ただし当面公有化できない土地については、土地所有者や占有者に本史跡の重要性への理解と保存への協力を求め、遺構に影響を与える現状変更が生じないよう管理する。遺構の詳細が不明な箇所については適宜確認調査を実施し、調査成果に基づき盛土保護など、適切に保護する。遺構が確認されない場合も、官衙に伴う広場的空間であった可能性があるため、保護を検討する。

公有化した範囲は除草・清掃、設備の点検・修繕などの日常管理を行い、史跡環境の維持や防災に努める。

② 各地区的保存管理の方法

A区

- ・現状変更は原則認めない。ただし、保存管理・活用を目的とした調査・整備や公益上必要な現状変更については、遺構に影響のない範囲で許可する場合もある。
- ・現地表面から遺構面までの深さを確認し、必要に応じて盛土等、保護措置を講じる。

- ・遺構の範囲や状態など、未解明の部分については適宜確認調査を行って遺跡の保存上必要な情報を取得し、必要に応じて盛土等、保護措置を講じる。
- ・現地表面から遺構面までの深さを確認し、必要に応じて盛土等、保護措置を講じる。
- ・遺構の範囲や状態など、未解明の部分については適宜確認調査を行って遺跡の保存上必要な情報を取得し、必要に応じて盛土等、保護措置を講じる。
- ・標識、説明板等で史跡の位置や範囲を明示するとともに、遺構に悪影響を与えないよう、車両乗り入れの規制等を検討する。
- ・既存道路は周辺景観との調和を図り、活用計画の必要に応じて移設・廃道等も検討する。景観を阻害する要素については、遺構に影響を及ぼさない範囲で除去する。
- ・埋設物は現状を維持するが、補修等が必要となる場合には、遺構に影響を及ぼさない範囲で行う。
- ・樹木は遺構に影響を与えるおそれのある場合は伐採等を行い、その他は活用計画や史跡の景観を考慮して処置を検討する。
- ・建築物の新築は認めない。増改築については遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なうことのない範囲で認める。

B区

- ・現状変更は原則認めない。ただし、保存管理・活用を目的とした整備や公益上必要な現状変更については、遺構に影響のない範囲で許可する場合もある。
- ・東九州自動車道の下に保存されている遺構については十分な保護措置がなされており、今後も安定した状態で遺構が保存されるとみられることから、現状の維持に努める。道路の維持管理に必要な行為を行う場合にも、遺構に影響を与えない範囲で行うものとする。
- ・遺構表示のための仮整備を行っている南門広場は、遺構の保存に十分留意して活用の拠点として施設の改修を行うとともに、草刈りや説明板等の老朽化への対応など、日常管理を適切に行う。
- ・東九州自動車道の4車線化の際は、道路建設を行う範囲に南門跡等重要な遺構が地下に保存されていることから、既存部分と同様地下の以降に影響を与えない工法を採用する。また史跡の活用、周辺景観に配慮したデザインの採用などについて、工事主体と十分に協議する。
- ・県道長尾稗田平島線の下に保存されている遺構については現地表面から遺構面まで十分な深さがあり、今後も安定した状態で遺構を保存できることから、現状の維持に努める。道路や地下埋設物の維持管理に必要な改修等の行為を行う場合にも、遺構に影響を与えない範囲で行う。

(2) 史跡指定地内の現状変更等の取り扱い

① 史跡指定地の現状変更等に関する法令

史跡指定地内(A区およびB区)で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、これらを「現状変更等」という)を行う場合は文化財保護法第百二十五条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。

【文化財保護法抜粋】

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

文化庁 昭和25年(1950)5月30日 法律第214号
改 正 平成30年(1955)6月8日 法律第42号

ただし、文化財保護法施行令(平成二十九年政令第百五十六号改正)第五条第四項の規定により、下記に示すイ～トの軽微な現状変更は行橋市教育委員会が審査する。

- イ. 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ. 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ. 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ. 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト. 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

② 現状変更等の手続きの流れ

史跡指定地内で現状変更等を行う場合は、行橋市教育委員会文化課と事前協議を行い、行為の内容に応じて文化庁長官又は行橋市教育委員会の許可を得なくてはならない。

図 6-4-1 に現状変更等に関する手続きの流れを示す。

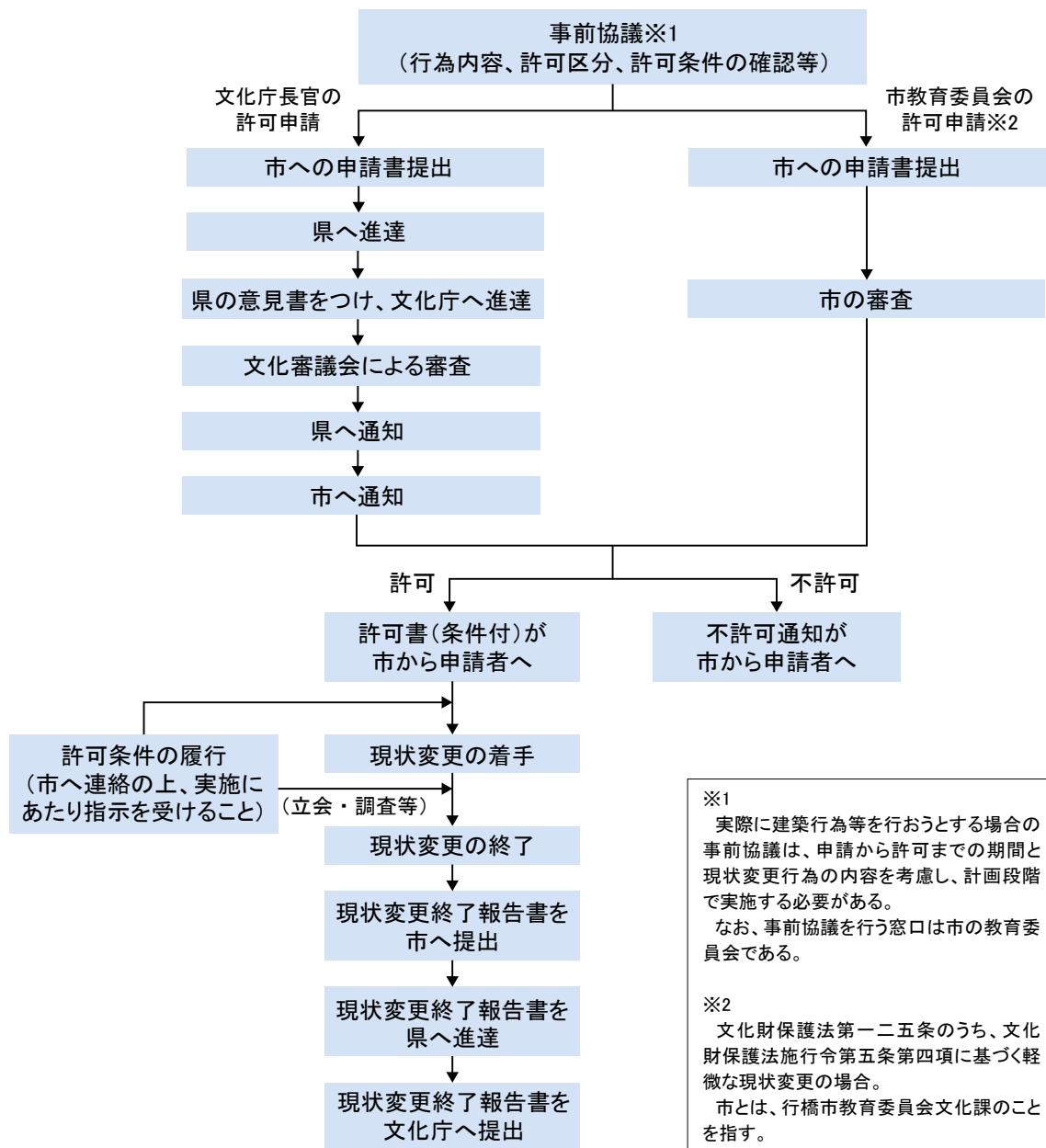


図 6-4-1 現状変更等に関する手続きの流れ

③ 地区ごとの現状変更等に関する取扱い方針

指定地内（A区、B区）では遺構を確実に保存するため、原則として現状変更を認めない。ただし遺構の把握のための発掘調査や調査研究の成果に基づく復元整備等、史跡の保存管理・活用・整備に資する目的での行為や、安全管理・ライフラインの維持等公益上必要な行為については認める場合もある。それらの取扱い基準を表 6-4-1 に示す。

表 6-4-1 史跡の現状変更等取扱い基準

方針・基準		地域区分	A 区	B 区		
基本的な方針		<p>現状変更等は原則認めない。ただし、保存管理・活用を目的とした行為や公益上必要な行為については許可する場合もある。</p> <p>現状変更等にあたっては、十分に事前協議を行い、史跡の保存に影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとすることに留意する。</p>				
ア 建築物		新築	史跡の保存活用に伴う行為に限り認める。ただし遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする。			
現状変更等の規制	ア 建築物	増改築・除却	遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める。			
		イ 工作物・土木構造物の設置改修、除却	史跡の保存活用に伴う行為および公益上必要な行為に限り、遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める。			
	ウ 造成（土地の掘削、盛土、切土）等による地形の改変	<p>史跡の保存活用に伴う行為に限り認める。ただし遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>		既存部分と同様、遺構等の保護に十分な厚さの保護層を設けての行為に限り認める。		
	エ 木竹	伐採・抜根	遺構等に影響を及ぼさない範囲で認める。			
		植栽	遺構保護や史跡景観の向上、史跡の活用に資するものに限り、遺構等に影響を与えない範囲で認める。			
	オ 地下埋設物の設置、撤去、除却	公益上必要なものに限り認める。ただし遺構等への影響が最小限となるよう配慮するものとする。				
	カ 発掘調査及び保存整備	史跡の保存活用を目的とした発掘調査および学術的調査研究に基づく保存整備は認める。ただし適切な範囲・方法を十分に検討して行う。				
	ク その他史跡の保存に影響を及ぼす行為	保存管理・活用整備に資するものあるいは公益上必要で、かつ遺構等に及ぼす影響がないもののみ認める。				

（3）史跡指定地外の保存管理方法

① 保存管理の方針

史跡に指定されていない地区には、官衙政庁域および政庁に関連する重要遺構が存在するC区と、官衙に関連する遺構が存在する可能性が高いD区およびE区がある。C区については追加指定を進める。D区およびE区の範囲は遺構の有無や内容について未確認であるが、福原長者原官衙遺跡の政庁周辺施設も含む官衙全体を一体的に保護するため、文化財保護法等の関連法令を有効に適応するとともに、土地所有者等の理解と協力を求めて保護を図るものとする。

② 各地区的保存管理の方法

C区

- ・史跡指定地として追加指定、公有化を図ることを原則とする。恒常に土地所有者と保存協議を行って開発行為を防ぐとともに、追加指定の同意を得るよう努める。追加指定後は先述のA区の保存管理方法に基づいて保存管理を行う。

D区

- ・政庁の南および西に接する地区は官衙政庁に関連する土地である可能性が高く、史跡の景観にも大きく影響するため、積極的に保護し、追加指定を検討する。
- ・官衙関連遺構の分布状況・内容等を確認すること目的として、土地所有者の了承を得て積極的に確認調査を行う。
- ・確認調査の結果、官衙に関連する土地であることが確認された場合は保存協議を行い、C区への編入（追加指定）を検討する。

E区

- ・必要があれば土地所有者の了承を得て、官衙関連遺構の有無を確認すること目的とする試掘調査を行う。
- ・調査結果に基づき、遺構を確認した場合は埋蔵文化財包蔵地として、D区に準じて扱う。また官衙に関連する土地であることが確認された場合は保存協議を行い、C区への編入（追加指定）を検討する。

③ 史跡指定地外の開発行為に関する法令

史跡指定地外（C区、D区およびE区）には文化財保護法に規定がある周知の埋蔵文化財包蔵地、農地法に規定がある農地が存在するほか、景観法が適用される。当該地区において開発行為を行う際は、上記の法令に基づきその行為の内容によって、関係機関に報告や許可申請などが必要である。

④ 地区ごとの開発行為に関する対応方針

史跡指定地外には、周知の埋蔵文化財包蔵地かつ史跡追加指定予定地であるC区、周知の埋蔵文化財包蔵地であるD区、周知の埋蔵文化財包蔵地でないE区が含まれている。

C区

- ・恒常に土地所有者と保存協議を行い、開発行為が計画されることを防ぐ。

D区

- ・開発行為が計画された際は、文化財保護法にもとづき確認調査を行う。官衙に関連する遺構あるいは空間であると確認した場合は、保存および追加指定に向けて土地所有者と協議する。

E区

- ・文化財保護法の適用外であるが、開発行為の主体および土地所有者の理解を得て試掘調査を行う。官衙に関連する遺構あるいは空間であると確認した場合は、保存および追加指定に向けて土地所有者と協議する。

図6-4-2にD区およびE区で開発行為が計画された際の埋蔵文化財事前審査の流れを示す。

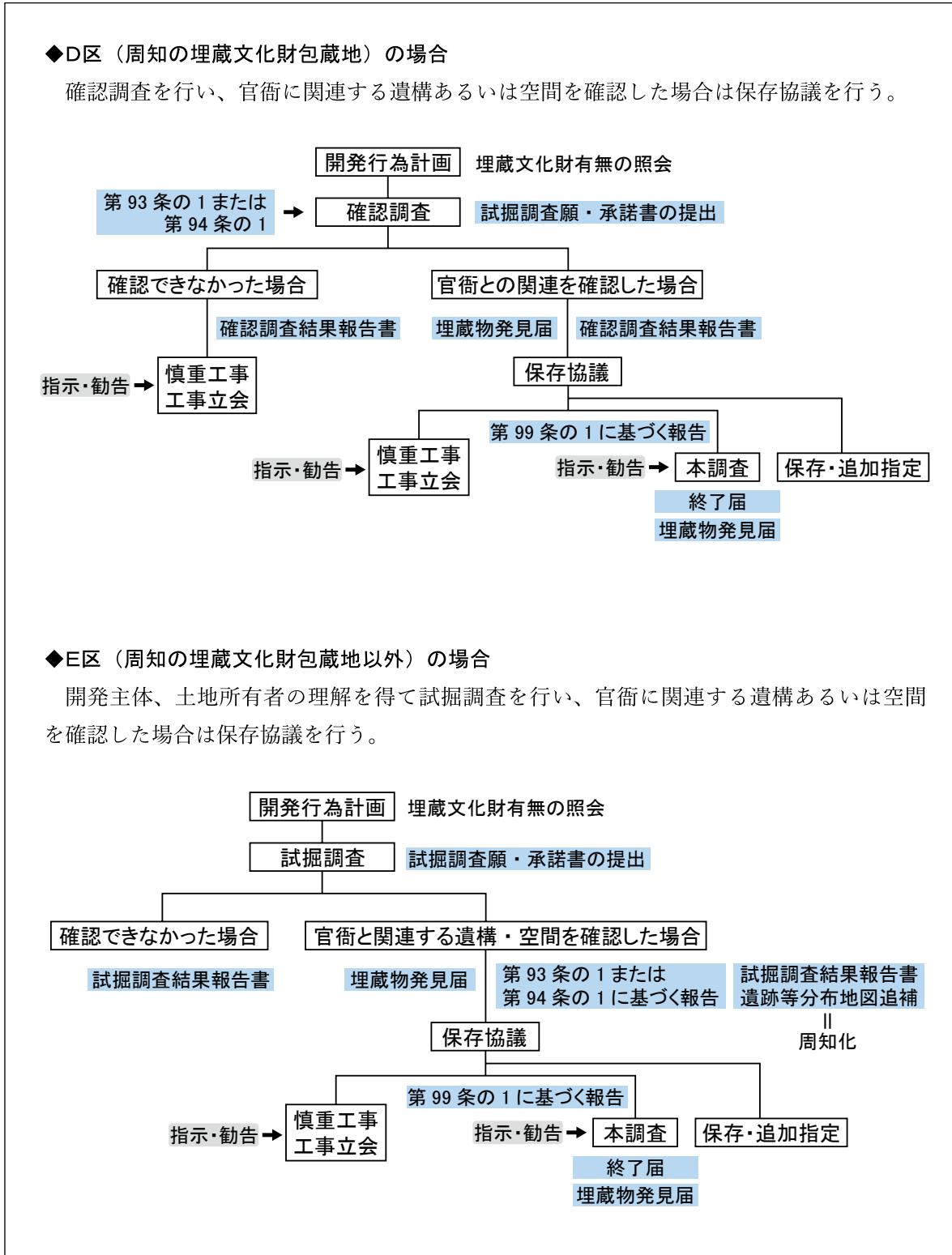


図6-4-2 埋蔵文化財事前審査の流れ

第5節 調査

（1）発掘調査の方針

現在、史跡指定地のうち、発掘調査範囲は約37%にとどまり、指定地の周囲については官衙に関する遺構の分布や内容が明らかになっている部分はさらに少ない。よって、官衙の政府内部や周囲を含めた全容は、未だ十分には明らかになっていない。官衙廃絶後の土地利用の変遷なども、今後の調査で明らかにすべき課題である。

本史跡の保存管理を適切に行うとともに、周辺の官衙関連施設をあわせて適切に保護していくため、また活用や整備に向けての資料を得るために、史跡指定地および史跡周辺地区で適切に発掘調査を行って地下の遺構の状況を把握するよう努める。

（2）史跡指定地内の発掘調査

史跡指定地内においては適切な保存管理・活用・整備のため、公有化および発掘調査を計画的に進める。当面公有化しない土地についても、遺構を確認する必要性がある場合は土地所有者の協力を得て発掘調査を行う。

（3）史跡指定地外の発掘調査

C区およびD区は土地所有者の同意を得て計画的に発掘調査を行い、地下の遺構の状況把握に努める。E区は開発など土地の形状改変を行う場合に土地所有者の同意を得て発掘調査を行うことを原則とするが、地下の遺構の状況を確認する目的での調査も検討する。

第7章 活用

第1節 活用の方向性

本計画の第5章で述べた基本理念を実現するために、調査研究で明らかになった福原長者原官衙遺跡の価値を周知する情報発信を積極的に行う。

史跡の現地では、遺跡見学会（図7-1-1）をはじめとする多様なイベントの開催によって来訪者の増加に努める。特に、本史跡が豊前国、あるいはより広い地域から人が集まる中心的官衙政庁であった点や、政庁の広大さなどの特徴を体感できる内容を検討する。また本史跡と広域活用区域内の関連史跡・施設等を結びつけることで、本史跡へ来訪する機会をつくるとともに、関連史跡を訪ねることによる京都平野の歴史への关心と理解を深める。

本史跡の活用の方法については以下の4つの方向性を定め、次節にて各項目について詳述する。

- ・遺跡に関する情報発信による活用
- ・地域への愛着を深める交流の場としての活用
- ・教育分野における活用
- ・観光資源としての活用



図7-1-1 遺跡見学会
(福原長者原官衙遺跡)

第2節 活用の方法

(1) 遺跡に関する情報発信による活用

福原長者原官衙遺跡はこれまで10次にわたり調査を行い、大きな成果が得られたときには現地説明会（図7-2-1）を行い、市民に調査成果を公開してきた。しかし本史跡は史跡指定地の範囲に比して未調査の範囲が広く、未解明の部分が多いため、今後も発掘調査を継続的に行っていく。調査成果はこれまで同様現地説明会を開催して発表し、来訪者に生の遺跡に触れながら学んでもらう。

また本史跡の研究成果をシンポジウム（図7-2-2）や講演会、行橋市歴史資料館での展示などで発表してきた。今後も上記のようなイベントを開催し、本史跡と京都平野内の官衙遺跡や古代寺院などとの関係を探る研究や、豊前国や西海道、全国といった広域的視野で位置づける研究を促進して史跡の価値を高めるとともに、市民に対して積極的に報告、公開していく。

刊行物は本史跡を紹介するリーフレットを作成・配布しているが、より本格的な冊子を刊行したり、ホームページを整備したりして史跡の価値をより広く伝えていく。



図7-2-1 現地説明会
(福原長者原官衙遺跡)



図7-2-2 シンポジウムの開催
(行橋市)

(2) 地域への誇りと愛着を深める交流の場としての活用

本史跡は現在十分な空間がないことから、イベント等を行っていない。しかし史跡の構造上、整備後には広い空間が作られることが予想される。その空間を有効に利用して、地域の交流を目的にした行事や、史跡への理解や愛着を深める体験ワークショップの開催、保存活用にあたって市民が参加する機会の創出などを行っていく。

① 地域交流の場としての活用

行政や団体が主催するイベント以外にも、地域の住民が主体となるイベントの会場として本史跡の空間を開放し、地域の交流を促進する場として活用する（図7-2-3,4）。



図 7-2-3 大刀洗ひばり市
(下高橋官衙遺跡／大刀洗町)



図 7-2-4 ライトアップイベント
(大宰府政跡／太宰府市)

② 憇いの場としての活用

散歩やピクニックでくつろぎ、軽スポーツで体を動かすなど、市民が日常的に訪れ憩うことができる場として活用する。

③ 体験ワークショップの企画実施

本史跡の、地域の中心的な行政施設であったという性質や時代背景や、敷地の広さなどの特徴を知り、体感できるような体験ワークショップを企画実施する。テーマは古代の衣服の着用体験（図 7-2-5）や土器づくり体験（図 7-2-6）、木簡の使用体験、掘立柱の据えつけ体験といった本史跡に関連づけた体験を主とするが、そこから視野を広げて勾玉や土器の製作（図 7-2-6）、火起こし、測量などの体験、アート作品づくりなど、広く歴史や考古学、アートなども対象とし、多彩な内容で実施することで史跡の訪問人数や頻度を高めることに繋げる。



図 7-2-5 古代衣装着用体験
(いつきのみや歴史体験館 / 三重県明和町)
いつきのみや歴史体験館提供



図 7-2-6 土器づくり体験
(行橋市)

④ 史跡の保存活用への市民参加の機会創出

史跡の発掘調査や整備の期間は、多くの人の注目を集めやすく遺跡に愛着を持つ絶好の機会であることから、発掘体験や整備における芝貼り（図 7-2-7）・植栽などの軽作業、公園名称決定（図 7-2-8）、シンボルデザイン制定などの過程で市民が参加できるワークショップなどを行う。



図 7-2-7 市民参加による芝貼り
(田熊石畠遺跡／宗像市) 白木 2013 より



図 7-2-8 市民参加による公園名称決定
(吉武高木遺跡（やよいの風公園）／福岡市)

(3) 教育分野における活用

① 学校教育との連携

現在、行橋市では小中学校への出前授業や遺跡見学会、文化財等をテーマにした絵画コンクールなどによって学校と連携し、子どもたちが遺跡を素材として日本の歴史や地域の歴史を学べるような取り組みを行っている。しかし、出前授業や遺跡見学会の内容は学校側の依頼によるため、本史跡が取り上げられる回数は少ないのが現状である。本史跡は地域にとって大切な遺跡であるだけでなく、小中学生や高校生が歴史を学ぶ上でも参考となる史跡であるため、本史跡を対象とする機会を増やす。また、学んだことを発信することで理解をさらに深め、関心の強い子どもにはボランティアガイドとして史跡の周知活動への参加を促すなど、史跡を素材とした教育活動を展開する。

ア) 歴史学習

子どもたちが本史跡をはじめとする行橋市の歴史、文化財のことを知り、興味を持つきっかけを提供するため、遺跡見学会（図 7-2-9）や出前授業（図 7-2-10）を行う。また日本の歴史の中での京都平野や本史跡の位置づけが理解できるよう、子どもにもわかりやすくすることを心がけて教材を作り、地域や史跡の魅力を伝えるとともに日本の歴史を身近なものとする。

また子どもたちに歴史を教える教員に、本史跡をはじめとする地域の文化財や地域史を学んでもらうことで、子どもたちにとって歴史学習が身近に感じられるようにする。

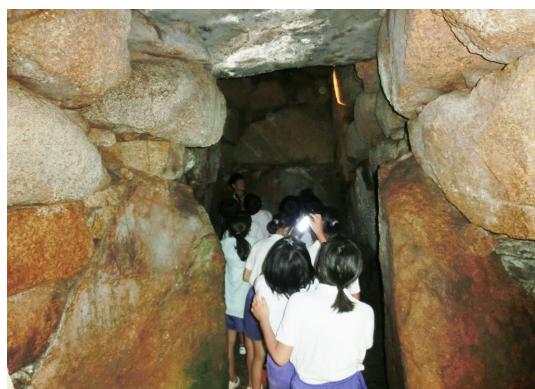


図 7-2-9 児童の古墳見学
(行橋市)



図 7-2-10 出前授業
(行橋市)

イ) 学習成果の発信と共有

学び、感じたことをポスターや絵などで表現することで、学習したことにより深く向き合い、理解を深めることができる。また絵画展などで作品を発表・展示することで、学習成果が広く共有されることが期待できる（図7-2-11～13）。本史跡についてもこうした機会を積極的に提供し、史跡への理解や愛着を深め、拓げる。

また学習成果のさらなる展開として、史跡の見学者を対象とした子どもたちによるガイド活動（図7-2-14）なども試み、世代間交流などへつなげていく。



図7-2-11「ゆくはし遺産」絵画展
(行橋赤レンガ館での展示)



図7-2-12「ゆくはし遺産」絵画展
(北九州空港での展示)



図7-2-13「ゆくはし遺産」絵画展
作品例 (稲童1号掩体壕)



図7-2-14 子どもたちによるガイド活動
(宮原坑／大牟田市)

② 社会教育との連携

行橋市歴史資料館において、本史跡に関する展示を充実させ、図書館等の文化施設への出張展示等も検討する。また、同館を拠点に市内および近郊市町村の史跡や文化財の案内等を行っているガイドボランティア団体「ゆくはし屋根のない博物館 市民学芸員の会」による史跡現地への誘導強化の推進を図る。

さらに、市内で行われている市民向けの講座で周期的に本史跡を題材とし、史跡の周知を継続的に行う。

ア) 行橋市歴史資料館の展示充実

現在、行橋市歴史資料館では常設展で本史跡の特設コーナーを設けている（図7-2-15、16）。しかし出土遺物の展示が少ないため、九州歴史資料館による発掘調査の出土品の里帰り展示や他遺跡出土品を関連付けた展示、復元品展示など、本史跡への理解を深めるための展示を行う。ほかにも解説内容の見直しや解説シートの作成、本史跡と関連する企画展の開催、映像の作成など、来館者の理解を助ける工夫をする。



図7-2-15 行橋市歴史資料館



図7-2-16 行橋市歴史資料館常設展での
福原長者原官衙遺跡の展示

イ) ガイドボランティアの育成

行橋市には史跡ガイドボランティアとして「ゆくはし屋根のない博物館市民学芸員の会」があり、市内を中心に史跡や文化財のガイドとして活躍している。本史跡とその関連史跡のガイド活動（図7-2-17）に力を注いでいただくとともに、本史跡の周辺住民が主体となる史跡ガイドの組織作りにも取り組む（図7-2-18）。



図7-2-17 ガイドボランティアによる遺跡見学会
(行橋市)



図7-2-18 ガイドボランティア研修
(行橋市)

ウ) 史跡見学会やウォーキングイベント、サイクリングイベントの開催

史跡の見学会をはじめ、広域活用区域の関連史跡を巡って本史跡や京都平野の魅力を体感できるようなウォーキングイベント（図7-2-19、20）やサイクリングイベント、バスハイク等を開催する。



図 7-2-19 ウォーキングイベント
(行橋市)



図 7-2-20 ウォーキングイベント
(行橋市)

(4) 観光資源としての活用

みやこ 京都平野は豊前国を中心としたことから、古墳や古代寺院、古代山城など数多くの魅力ある遺跡がある。本史跡も、豊前国あるいはさらに広域を統括する官衙であり、京都平野の歴史的重要性を裏付けるシンボリックな史跡である。本史跡と京都平野内の遺跡、あるいは豊前国域の遺跡の関係や歴史的位置付けをさまざまな媒体を用いて分かりやすく示し、この地域の歴史の魅力やロマンを浮かび上がらせる。

① コースマップづくり

本史跡を中心に周辺遺跡を巡るコースを設定し、地域の観光を促進する。本史跡の周囲には今川スマートインターチェンジや県道、平成筑豊鉄道、今川サイクリング道路などがある。これらの多様な交通手段を利用できる位置にあることを活かし、所要時間や交通手段（徒歩、自転車、自動車）など多様なニーズに応じたコースを複数作成する（図 7-2-23）。

コースマップは印刷物のガイドマップ（図 7-2-21）やリーフレット（図 7-2-22）だけでなく、ホームページやスマートフォンアプリなどを通じても提供し、利便性や更新性を確保する。

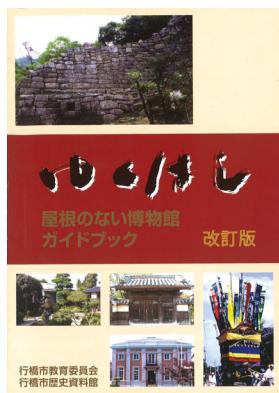


図 7-2-21『ゆくはし屋根のない
博物館ガイドブック』

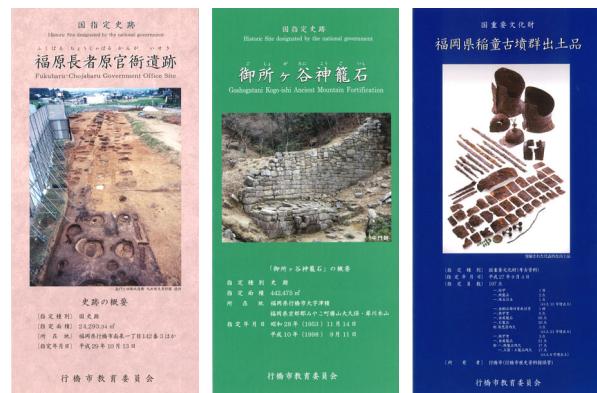


図 7-2-22 行橋市の文化財リーフレット

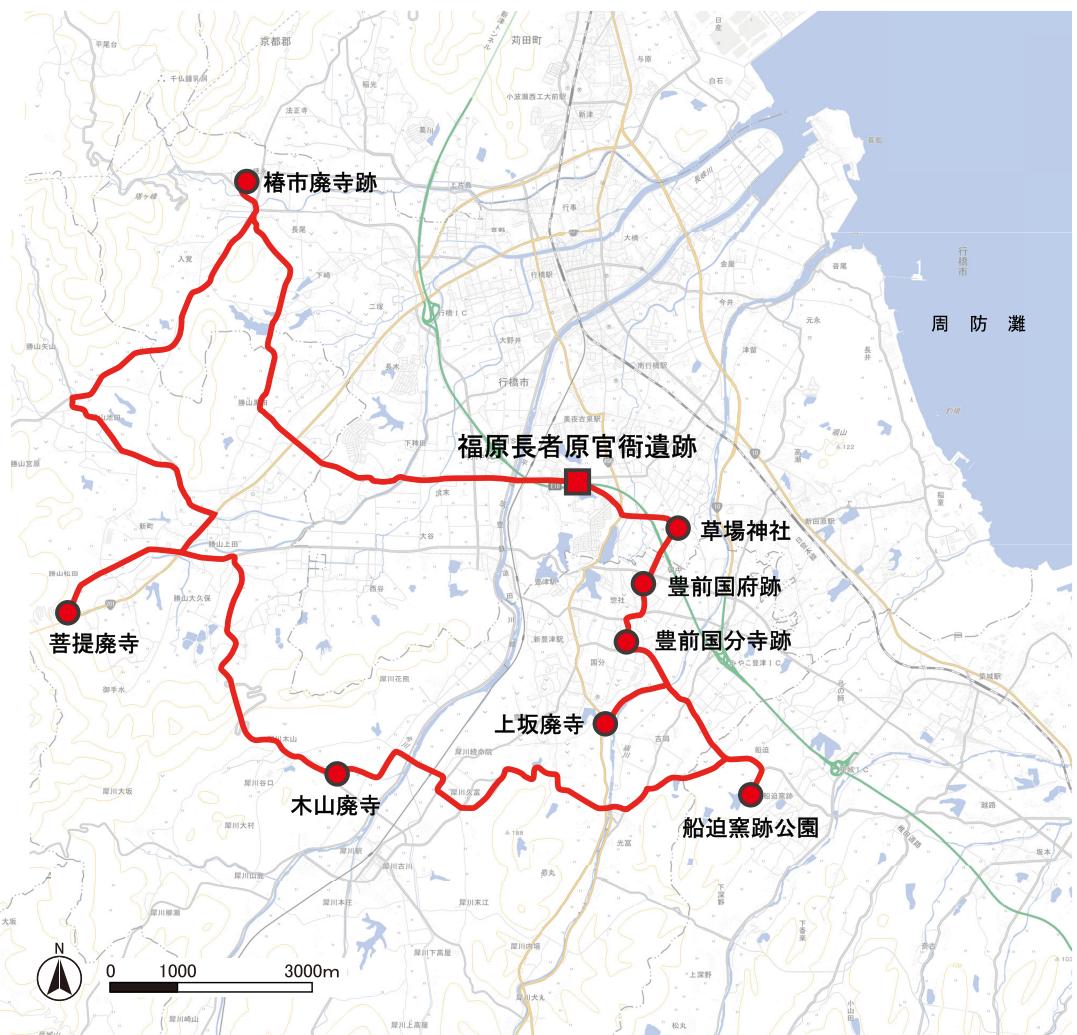


図 7-2-23 関連遺跡をめぐるサイクリングコース案

② 見学ツアーの実施

福原長者原官衙遺跡を中心に、さまざまな団体と連携しながら周辺の関連歴史資源や観光資源を回遊する見学ツアーを実施する（図 7-2-24）。



図 7-2-24 サイクリングツアー
(福岡市)

第8章 整備

第1節 整備の方向性

未来への史跡の継承を前提としながら、第5章で述べた基本理念の実現を目的として、以下のように本史跡の整備の方向性を定める。

なお、現段階で目指す整備の最終形を図8-1-1のような史跡公園とするが、この範囲内には住宅地や牧場が存在するため、公有化、調査、整備は長期にわたって段階的に進めるものとする。また史跡指定地内を東九州自動車道が横断するが、史跡の景観になじませ、あるいは史跡の標示や説明等に利用することで、史跡と東九州自動車道が共存する整備を検討していく。

整備は以下の5項目を柱として取り組む。本格的な整備については事業の機関や整備範囲、施設等について、より具体的な整備計画を策定し、長期的視野に立ち計画的に進める。一方で公有化した土地の景観保全や活用のため、必要に応じて仮整備も行っていく。

- ・史跡を保存するための整備
- ・史跡の価値を伝えるための整備
- ・利便性向上や活用促進のための整備
- ・史跡にふさわしい景観整備
- ・周辺関連資源を一体的に活用する整備



図8-1-1 将來の福原長者原官衙遺跡

第2節 整備の方法

整備の方向性に基づいて整備の方法を述べる。

(1) 史跡を保存するための整備

地中に残存する遺構の確実な保存を図るため、必要に応じて盛土で養生するなど遺構面の保護策（図8-2-1）や、表土の流出防止策、進入制限（図8-2-2）等の措置を講じる。



図8-2-1 遺構保護のための盛土
(福原長者原官衙遺跡)



図8-2-2 車両等の進入を制限する柵
(吉武高木遺跡／福岡市)

(2) 史跡の価値を伝えるための整備

史跡現地において、史跡の価値をわかりやすく伝えるための遺構の表示、説明板・案内標識の設置、ガイダンス施設の整備を行う。

① 遺構の表示

本史跡の遺構は現在地下に埋没し、本史跡のかつての姿を想像するのは困難である。そこで、説明板や縮尺模型、A R・V Rなどを組み合わせ、広大な敷地や幅広い溝、広い空閑地、回廊状遺構、大規模な門、規則正しく配置された建物といった本史跡の特徴的な姿を来訪者が感覚的に把握できるような表示を整備する。

表示にあたっては来訪者が九州最大級の荘厳な古代官衙の空間構成を感覚的に理解できるような整備を行う（図8-2-3～7）。作成したV R映像は行橋市歴史資料館や市役所、行橋駅観光物産情報コーナーなどの映像放映可能な施設や動画配信サイトなどで広く公開する。

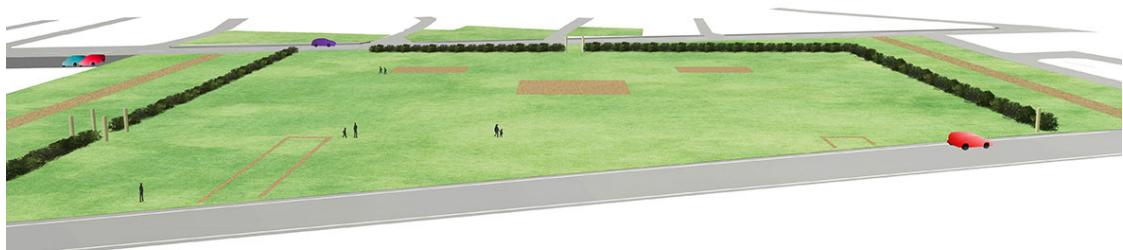


図8-2-3 史跡北側の将来イメージ図



図 8-2-4 建物跡の表示（南門広場）

図 8-2-5 建物跡の表示
(大宰府政庁跡／太宰府市)図 8-2-6 のぞきメガネによる建物復元
(下高橋官衙遺跡／太刀洗町)図 8-2-7 建物を表示するVRシステム
(イメージ)

② 説明板・案内標識の設置

本史跡の背景となる歴史や各遺構について説明する説明板（図 8-2-8）や、本史跡を訪れる人を安全に誘導する案内標識（図 8-2-9）を設置する。設置にあたっては周辺景観との調和を図るとともに、周辺住民の生活に影響を与えない見学者誘導に配慮する。

図 8-2-8 下検地楽 説明板
(行橋市)図 8-2-9 案内標識
(行橋市)

③ ガイダンス施設の整備

本史跡の本質的価値の理解に必要な基本的な知識や歴史、関連する周辺の歴史資源について学習、体験できるガイダンス施設を整備する。整備にあたっては周辺景観に調和したものとする（図 8-2-10~13）。



図 8-2-10 国庁建物を想起させるガイダンス施設
(肥前国庁跡／佐賀市)



図 8-2-11 出土品やパネルの展示
(肥前国庁跡／佐賀市)



図 8-2-12 土堤と一体化させたガイダンス施設
(水城跡東門／太宰府市)



図 8-2-13 映像コーナー
(水城跡東門／太宰府市)

(3) 利便性向上や活用促進のための整備

本史跡を見学で訪れる人をはじめ、地元住民の健康づくりや地域活動などでの利用を想定し、安全かつ快適に過ごせるような整備を行う。整備は周辺環境に調和したものとする。

① 植栽・便益施設

見学者や利用者が本史跡を訪れた際に快適に安心して滞在できるよう、花木の植栽や駐車場、トイレ、四阿などを整備する（図 8-2-14~17）。また地元住民が管理・育成する花壇などの設置も検討する。



図 8-2-14 トイレ
(御所ヶ谷住吉池公園／行橋市)



図 8-2-15 四阿
(御所ヶ谷住吉池公園／行橋市)



図 8-2-16 ベンチ
(御所ヶ谷住吉池公園 / 行橋市)



図 8-2-17 駐車場
(行橋市)

② 活用を促進する施設

史跡を訪れるきっかけとなるイベントや地域活動の場として利用しやすくなるよう、多目的広場や給排水施設、電源設備などの設置を行う（図 8-2-18、19）。



図 8-2-18 多目的広場
(吉武高木遺跡／福岡市)



図 8-2-19 電源設備
(吉武高木遺跡／福岡市)

(4) 史跡にふさわしい景観整備

本史跡は溝や柱穴などの遺構が地中に埋没しており、現状のままでは史跡の存在を視覚的に感じにくいという特性がある。史跡の存在を認識しやすく、また当時の姿を想像するのを助ける景観整備を行う。特に、本史跡の眺望景観に大きな影響を与えていた東九州自動車道を史跡標示に効果的に活用し（図 8-2-20）、あるいは本史跡が東九州自動車道によって分断されている印象を和らげ、広大な官衙政庁の広がりを想像させるような工夫を検討する（図 8-2-21）。



図 8-2-20 史跡の存在を伝える整備
(イメージ／行橋市)

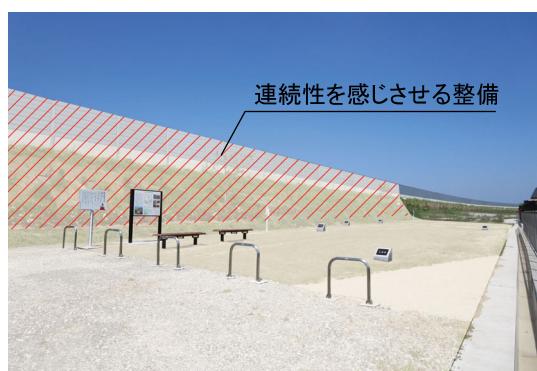


図 8-2-21 史跡の広がりを感じさせる整備
(イメージ／行橋市)

(5) 史跡と周辺関連資源を一体的に活用する整備

本史跡の南西にある矢留山を京都平野を展望できる視点場として活用し、説明板などで本史跡の地理的環境や周辺関連遺跡との位置関係を見渡して学ぶことができる場とする（図8-2-22）。

また本史跡が地域の人々が往来する中心的行政施設であったという歴史を活かし、周辺の古代遺跡をはじめとする文化財を紹介する説明板を設置し、ストーリー的な歴史理解や回遊を促す（図8-2-23）。本史跡を起点として広域活用区域の文化財や資料館などをめぐるコース上では、案内標識を設置するなど、わかりやすく安全な経路を整備する。

史跡指定地を東九州自動車道が横断し、パーキングエリアが近いという本史跡の特徴を活かし、東九州自動車道走行者に本史跡の位置を示す看板（図8-2-24）や今川パーキングエリアに本史跡をはじめとする周辺遺跡を紹介するマップ（図8-2-25）を設置する。



図8-2-22 矢留山からの眺望
(行橋市)



図8-2-23 遺跡周辺マップ
(岩戸山古墳／八女市)



図8-2-24 東九州自動車道走行者に本史跡の
位置を示す看板
(水城跡／九州自動車道)



図8-2-25 パーキングエリアに設置する
周辺遺跡マップ
(今川パーキングエリア／行橋市)

第9章 運営・体制

第1節 管理運営の方向性

福原長者原官衙遺跡は除草等の日常管理から整備のための工事、イベント会場としての利用など、多様な関わりが想定されるため、行政のみならず専門家や地域住民、関連団体等と連携しながら適切な管理運営を行う。

現地での活用については公有化や整備の進展にあわせて、来訪者の興味や関心を高めるさまざまな取り組みを行っていく。現地だけでなく歴史資料館での展示やホール等での講演会、周辺自治体などと連携を図りながら広域的な活用を進める。また小中学校はもとより、近隣の高等学校や大学も含めた教育機関と連携・協力体制を構築し、史跡の活用や普及、整備に若い世代の視点やアイデアを取り入れる。

本史跡の管理運営における連携体制図を図9-1-1に示す。また、各団体との連携内容を表9-2-1に示す。

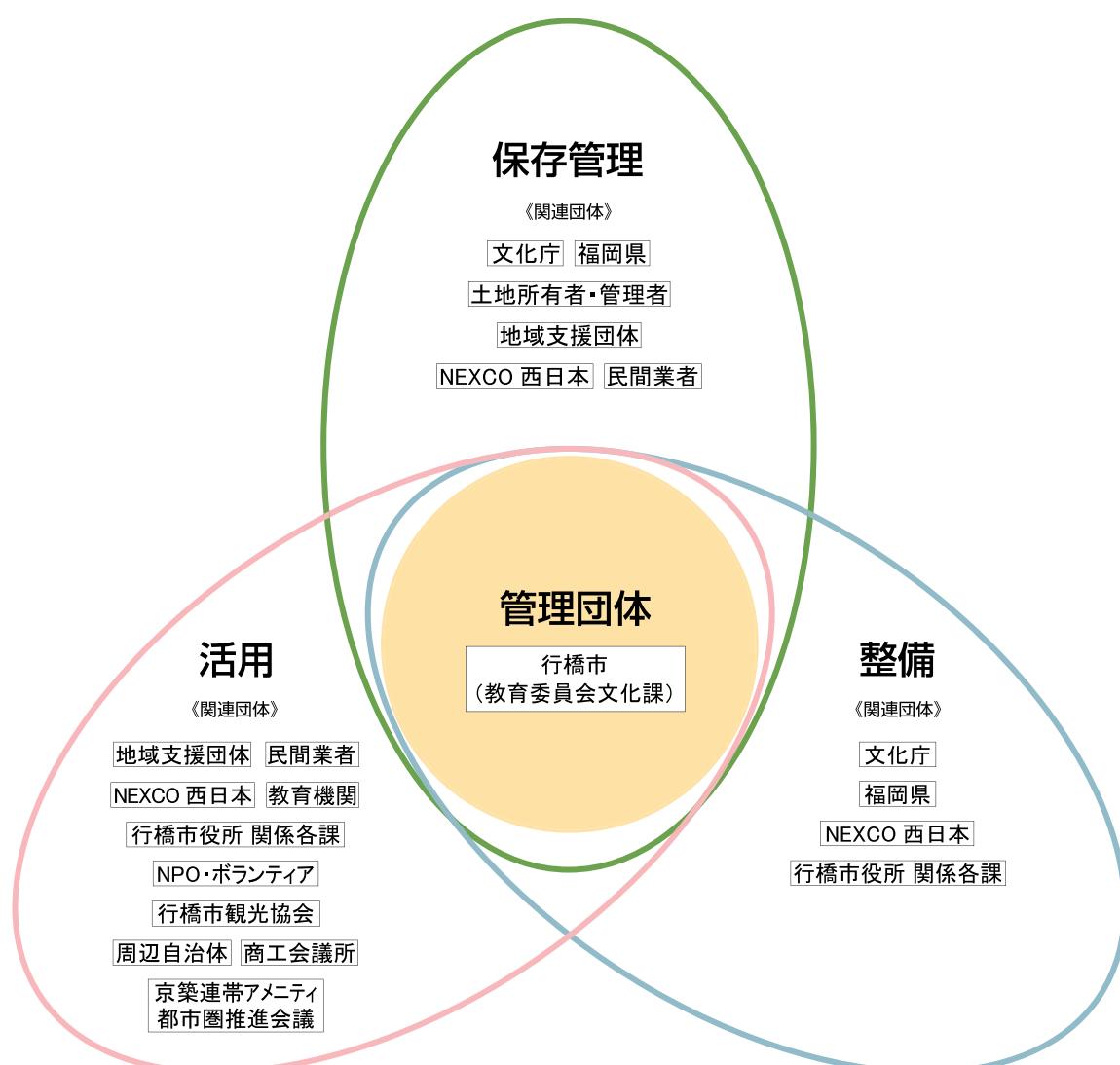


図9-1-1 連携体制図

第2節 運営・体制づくりの方法

継続的な管理運営を行うための運営・体制づくりの方法について、以下に述べる。

（1）地域との連携・協働による管理運営

計画対象地域の保存管理、活用、整備については、地元住民等とも連携しながら実施する。史跡指定地外の保存管理については、土地所有者への本計画内容の周知や関係者との協議を通じて、本計画の遂行について理解と協力を求め、各種開発行為にあたっては遺構の保存や良好な景観の保全にご協力いただけるよう努める。

史跡の日常的な維持管理業務や運営業務について、可能なものは地域支援団体への委託を行っていく。

（2）関係機関との連携体制の整備

文化庁や福岡県教育庁等の関係機関との連携を強化し、本史跡の保存管理、活用、整備、調査研究の進め方について適宜指導を受ける。また県道や東九州自動車道の管理者とも密に協議を行い、史跡の保存や活用を、手を携えて行えるような連携体制を構築する。

（3）行政内部における体制強化

活用・整備を含む様々な業務に対応していくために、必要に応じて担当部署の体制強化を行っていく。また、市の都市計画・観光等の関係部局等が史跡の保存活用に関する共通認識を持ち、情報交換等を行えるよう、協議の場を設け、協力体制の構築に努める。

行橋市文化財調査委員会のほか、本史跡の保存管理・活用・整備に関わる委員会を設置し、有識者の意見・指導も踏まえて、本保存活用計画を遂行する体制をとる。

表 9-2-1 福原長者原官衙遺跡の管理運営における連携体制表

連携団体	連携内容
文化庁	史跡の保存活用にあたり、指導・支援を受ける。
福岡県	史跡の保存活用にあたり、指導・支援を受ける。 県道部分の保存管理について協力を得る。
土地所有者・管理者	史跡の保存管理について協力を求める。
地域支援団体	地域住民による団体である。 史跡の日常的な管理運営の委託などを検討する。
NEXCO 西日本	東九州自動車道用地における史跡の保存管理や、今川PAでの展示などの活用に協力を求める。
民間業者	設備等の設置・補修など、専門性を必要とする業務の委託を検討する。
教育機関	小中学校、高等学校、大学と連携して地域の文化財を活用した歴史学習・地域学習を行う。
行橋市役所 関係各課	行橋市の開発部局や観光部局。史跡の保存管理や活用にあたって情報共有と協力体制の構築を行う。
N P O・ボランティア	福原長者原官衙遺跡をはじめ、行橋市内の史跡や文化財の案内ガイド等を行う。
行橋市観光協会	行橋駅観光物産情報コーナーでのPRやイベント開催など、史跡の観光活用について連携を図る。
商工会議所	イベント開催など、史跡の観光活用について連携を図る。
周辺自治体	市町の境を越えて遺跡のネットワーク化を図る。
京築連帶アメニティ 都市圏推進会議	史跡の観光活用について連携を図る。
専門委員会	史跡の保存活用にあたり、指導・助言を受ける。

第10章 実施計画

史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画の目的は、第1章第1節に示すとおり、本史跡の保有する価値を適切に次世代に伝え、有効に活用していくことである。しかし本計画の対象地域の多くが民有地や道路用地であることもあり、本計画の各施策の実施が長期にわたると予想される。また東九州自動車道の車線拡幅工事の時期が未定であることから、史跡の整備時期については流動的であるが、以下のように主要な施策の実施時期を構想している。

実施計画を短期計画と長期計画に分ける。短期計画を2019年度から2027年度まで、長期計画を2028年度以降と設定し、短期計画をさらにⅠ期からⅢ期に分ける。史跡地内における用地購入や整備については、短期計画の間に牧場地、住宅地を除く県道以南での完了を目指す。県道以南の牧場地および住宅地、県道以北の用地購入や整備は長期計画の中で考えているが、土地所有者との協議が整えば短期計画の中で取り組むこともありうる。また実施時期は未定だが、東九州自動車道の拡幅工事が計画されており、拡幅工事にともなう現状変更への対応や全体計画の見直しが必要となる可能性がある。

表10-1-1に主な施策の実施時期をまとめる。

表10-1-1 主な施策の実施時期

主な施策	短期計画			長期計画
	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	
保存・管理	追加指定			
	公有化の推進			
	史跡地における現状変更の確認・許可			
	毀損等に対する修理			
	発掘調査等の実施			
	清掃、除草等日常管理			
活用	学校教育と連携した歴史学習の実施			
	史跡でのイベント開催			
	史跡ガイドの育成			
	コースマップづくり			
	パンフレット・ホームページ作成			
整備	案内標識の設置			
	整備計画の策定			
	整備の実施			
運営・体制	地域との連携・協働による管理運営			
	関係機関との連携体制の整備			
	行政内部における体制強化			

第11章 経過観察

前章までに述べてきた史跡の保存・管理、活用、整備、運営・体制の施策が適切に実施され、効果を上げているかを確認するとともに、その改善や新たな施策や方針を立案していくために定期的な経過観察（モニタリング）が必要である。

そのため、前章の実施計画で挙げた施策を経過観察の対象項目とし、下表のとおりその評価指標と周期を定める。評価項目や指標、周期については今後必要に応じて検討し、修正するものとする。

表 11-1-1 主な施策と実施計画（平成31年3月時点）

施策		評価指標	周期
保存・管理	追加指定	進捗率	3年
	公有化の推進	公有化件数	1年
	史跡地における現状変更の確認・許可	届出件数	1年
	毀損等に対する修理	毀損件数に対する修理件数	1年
	発掘調査等の実施	調査実施の回数	1年
	清掃、除草等日常管理	実施回数	1年
活用	学校教育と連携した歴史学習の実施	開催回数	1年
	史跡でのイベント開催	開催回数	1年
	史跡ガイドの育成	ガイド人数・案内件数等	1年
	コースマップづくり	作成数、提供実施等	1年
	パンフレット・ホームページ作成	作成数、提供実施等	1年
整備	案内標識の設置	設置数	1年
	整備計画の策定	策定実施	—
	整備の実施	進捗状況	10年
運営・体制	地域との連携・協働による管理運営	協議回数	1年
	関係機関との連携体制の整備	協議回数	1年
	行政内部における体制強化	職員数	1年

[参考文献]

- 福岡県教育委員会 2000『寄原遺跡・長者原遺跡』福岡県文化財調査報告書 第146集
- 平凡社 2004『福岡県の地名』日本歴史地名大系 第41巻
- 行橋市史編纂委員会 2004『行橋市史 上巻』自然・地理・原始・古代
- 行橋市史編纂委員会 2006『行橋市史 資料編』原始・古代
- 九州歴史資料館 2013『延永ヤヨミ園遺跡 III区 I』一般国道201号行橋インター関連関係埋蔵文化財調査報告 第1集
- 白木英敏 2013「市民と楽しむ「いせきんぐ宗像」の歴史公園づくり」『むなかた電子博物館紀要第5号』むなかた電子博物館運営委員会
- 九州歴史資料館 2014『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告(13) 福原長者原遺跡・福原寄原遺跡』
- 九州歴史資料館 2015『延永ヤヨミ園遺跡 III区 II』一般国道201号行橋インター関連関係埋蔵文化財調査報告 第5集
- 行橋市教育委員会 2016『福原長者原遺跡』行橋市文化財調査報告書 第58集
- 久山町教育委員会 2016『国史跡首羅山遺跡保存管理計画』
- 行橋市・行橋市教育委員会 2017『シンポジウム 豊前国府誕生 福原長者原遺跡とその時代』資料
- 杉原敏之 2018「大宰府管内における政庁域の構造と特質」『地方官衙政庁域の変遷と特質 報告編』第21回 古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所

史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画

平成 31 年 (2019) 3 月 22 日

発行 行橋市教育委員会
福岡県行橋市中央 1 丁目 1 番 1 号

協力 株式会社環境デザイン機構
福岡県福岡市南区大橋 2 丁目 2 番 1 号
マルイビル 2 階

印刷 城島印刷株式会社
福岡県福岡市中央区白金 2 丁目 9 番 6 号